

[別紙 1]

差換預託 LG 契約に係る契約書

年 月 日

(甲)住	所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	名 称	〇 〇 〇 〇 〇	
	代表者氏名	〇 〇 〇 〇 〇	印
(乙)住	所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	商 号	〇 〇 〇 〇 〇	
	代表者氏名	〇 〇 〇 〇 〇	印

〇〇〇〇〇(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)  
とは、商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。)第 179 条第 7 項において準用する法第 103 条第 7 項の規定に基づき、甲が株式会社日本証券クリアリング機構(以下「機構」という。)の指示に応じて機構が定める商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則及び差換預託 LG 契約に関する取扱要綱に従い、乙のために所要の取引証拠金を機構に預託することを委託する旨の契約(以下「差換預託 LG 契約」という)を、下記のとおり締結する。

記

(総則)

第 1 条 乙は、甲が法第 179 条第 7 項において準用する法第 103 条第 10 項の規定に基づく機構の指示を受けたときは、この契約において機構に預託される金額(以下「契約預託金額」という。)を限度として、乙のために当該指示に係る期日迄に当該指示に係る額(以下「機構指示額」という。)の取引証拠金を機構に預託すべきことを甲に委託し、甲は、これを承諾した。

(契約預託金額)

第 2 条 契約預託金額は、金 円とする。

(契約期間)

第 3 条 この契約の有効期間は、年 月 1 日から 年 月 日迄の 1 年間とする。

(取引証拠金の預託)

- 第4条 甲は、法第179条第7項において準用する法第103条第10項の規定に基づく機構の指示を受けたときは、契約預託金額を限度として、乙のために当該指示に係る期日迄に機構指示額の取引証拠金を機構に預託する。
- 2 甲は、前項の甲の債務と甲が乙に対して有する債権とを相殺することはできないものとする。
- 3 乙が、甲以外の銀行等(商品先物取引法施行規則(平成17年農林水産省・経済産業省令第3号)第44条第1項の「銀行等」をいう。以下同じ。)との間で、差換預託 LG 契約を締結している場合の機構に預託する金額の負担割合は、甲を含めた銀行等の契約預託金額の合計額に応じて按分されたものとする(円未満は切り捨てるものとする。)。ただし、機構が特定の銀行等に対し、按分によらず第1項に基づき預託を請求することを妨げない。

(証明書の発行)

- 第5条 甲は、乙が機構に対し、法第179条第7項において準用する法第103条第7項の届出をするために、この差換預託 LG 契約が締結されたことの証明書を発行し、乙に交付する。

(機構への届出)

- 第6条 乙は、この契約を締結したときは、遅滞なく機構に前条の証明書を添えて、この契約を締結した旨を届け出る。

(償還)

- 第7条 甲が機構に取引証拠金を預託したときは、乙は甲に対し、直ちに取引証拠金預託金及びこれに要した費用を償還するものとする。
- 2 前項の費用には、乙に対する債権の実行又は保全のために要した費用も含む。

(事前償還)

- 第8条 乙について次の各号の事由が1つでも生じた場合には、乙は第4条第1項の取引証拠金の預託前であっても、甲からの通知催告等の有無にかかわらず、甲に対し契約預託金額をあらかじめ償還すべき債務を負い、直ちにこれを弁済する。
- (1) 支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは、特別清算手続開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 乙又は保証人の預金その他の甲に対する債権について仮差押、保全差押又は

差押の命令、通知が発送されたとき。

- (4) 住所変更の届出を怠るなど乙の責めに帰すべき事由によって甲に乙の所在が不明になったとき。
- 2 次の各号に掲げる場合には、乙は、甲の請求によって、前項と同様、あらかじめ償還債務を負い直ちに弁済する。
  - (1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
  - (2) 担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
  - (3) 乙が甲との取引約定に違反したとき。
  - (4) 保証人が前項又は本項の各号の一にでも該当したとき。
  - (5) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 3 甲が、前2項により求償権を行使する場合には、乙は民法第461条に基づく抗弁権を主張しないものとし、償還債務について担保がある場合にも同様とする。

ただし、乙が償還債務を履行した場合には、第4条第1項の定めにかかわらず、甲は直ちに、機構指示額の取引証拠金を機構に預託するものとする。

(保証料、損害金等)

- 第9条 乙は、甲に対し、この契約にかかる保証料として、契約預託金額に対し、年パーセントの割合で金員を支払う。
- 2 保証料の支払い方法は、第3条の有効期間の初日から終了(解除による場合も含む。)の日まで、一括又はか月毎の前払いとし、原則として、乙の指定する預金口座より自動振替により引き落とす。
  - 3 乙が甲に対する債務を履行しなかったときは、支払うべき金額に対し、年パーセントの割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は1年を365日とする日割計算とする。

(差引計算)

- 第10条 乙がこの契約に基づく債務を履行しなければならないときは、その債務と乙の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも甲は相殺することができる。
- 2 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、保証料、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は甲の定めるところによる。

(充当の指定)

- 第11条 弁済又は前条による差引計算の場合、乙の債務全額を消滅させるに足

りないときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対し、乙は異議を述べない。

(契約の解除及び変更)

第 12 条 甲乙は、この契約の効力が継続する間は、主務大臣及び機構の承認を受けた場合を除き、この契約に係る機構に対する義務を解除又は変更することはできない。

(契約の終了)

第 13 条 乙は、第 3 条に定める契約の有効期限の満了に伴い、この契約を終了する場合は、契約期間満了日の 1 か月前(休日の場合は、その前営業日)までに、その旨を機構に通知をするものとする。

(届出事項の変更)

第 14 条 乙は、印章、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出る。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものと見なす。

(合意管轄)

第 15 条 この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、甲の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(証明書)

係差 換預 託 締結 証明 欄に	<p>この差換預託 LG 契約が締結されていることを証明します。 商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)第 179 条第 7 項において 準用する同法第 103 条第 7 項の規定に基づき、この契約の定めるところに従って取引証拠金を預託いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">株式会社日本証券クリアリング機構 御 中</p> <p>住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>名 称 ○ ○ ○ ○ ○ 印</p> <p>代表者氏名 ○ ○ ○ ○ ○</p>
---------------------------------	---

[別紙 1]

差換預託 LG 契約に係る契約書(取次用)

年 月 日

(甲) 住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
名 称	〇 〇 〇 〇 〇(銀行等)
代表者氏名	〇 〇 〇 〇 〇 印
(乙) 住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商 号	〇 〇 〇 〇 〇(取次者)
代表者氏名	〇 〇 〇 〇 〇 印

〇〇〇〇〇(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)  
とは、商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。)第  
179 条第 7 項において準用する法第 103 条第 7 項の規定に基づき、甲が株式会社  
日本証券クリアリング機構(以下「機構」という。)の指示に応じて機構が定め  
る商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則及び差換預託 LG 契約に  
関する取扱要綱に従い、乙のために所要の取引証拠金を機構に預託することを  
委託する旨の契約(以下「差換預託 LG 契約」という)を、下記のとおり締結する。

記

(総 則)

第 1 条 乙は、甲が法第 179 条第 7 項において準用する法第 103 条第 10 項の規  
定に基づく機構の指示を受けたときは、この契約において機構に預託される  
金額(以下「契約預託金額」という。)を限度として、乙のために当該指示に  
係る期日迄に当該指示に係る額(以下「機構指示額」という。)の取引証拠金  
を機構に預託すべきことを甲に委託し、甲は、これを承諾した。

(契約預託金額)

第 2 条 契約預託金額は、金 円とする。

(契約期間)

第 3 条 この契約の有効期間は、 年 月 1 日から 年 月 日迄の 1  
年間とする。

(取引証拠金の預託)

- 第 4 条 甲は、法第 179 条第 7 項において準用する法第 103 条第 10 項の規定に基づく機構の指示を受けたときは、契約預託金額を限度として、乙のために当該指示に係る期日迄に機構指示額の取引証拠金を機構に預託する。
- 2 甲は、前項の甲の債務と甲が乙に対して有する債権とを相殺することはできないものとする。
- 3 乙が、甲以外の銀行等(商品先物取引法施行規則(平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号)第 44 条第 1 項の「銀行等」をいう。以下同じ。)との間で、差換預託 LG 契約を締結している場合の機構に預託する金額の負担割合は、甲を含めた銀行等の契約預託金額の合計額に応じて按分されたものとする(円未満は切り捨てるものとする。)。ただし、機構が特定の銀行等に対し、按分によらず第 1 項に基づき預託を請求することを妨げない。

(証明書の発行)

- 第 5 条 甲は、乙が機構に対し、法第 179 条第 7 項において準用する法第 103 条第 7 項の届出をするために、この差換預託 LG 契約が締結されたことの証明書を発行し、乙に交付する。

(機構への届出)

- 第 6 条 乙は、この契約を締結したときは、遅滞なく機構に前条の証明書を添えて、この契約を締結した旨を乙の商品市場における取引を受託した者(以下「清算参加者」という。)を通じて届け出る。

(償 還)

- 第 7 条 甲が機構に取引証拠金を預託したときは、乙は甲に対し、直ちに取引証拠金預託金及びこれに要した費用を償還するものとする。
- 2 前項の費用には、乙に対する債権の実行又は保全のために要した費用も含む。

(事前償還)

- 第 8 条 乙又は清算参加者について次の各号の事由が 1 つでも生じた場合には、乙は第 4 条第 1 項の取引証拠金の預託前であっても、甲からの通知催告等の有無にかかわらず、甲に対し契約預託金額をあらかじめ償還すべき債務を負い、直ちにこれを弁済する。
- (1) 支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは、特別清算手続開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

- (3) 乙又は乙の保証人若しくは清算参加者又は清算参加者の保証人の預金その他の甲に対する債権について仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。
- (4) 住所変更の届出を怠るなど乙の責めに帰すべき事由によって甲に乙の所在が不明になったとき。
- 2 次の各号に掲げる場合には、乙は、甲の請求によって、前項と同様、あらかじめ償還債務を負い直ちに弁済する。
- (1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) 担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
- (3) 乙が甲との取引約定に違反したとき。
- (4) 保証人が前項又は本項の各号の一にでも該当したとき。
- (5) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 3 甲が、前2項により求償権を行使する場合には、乙は民法第461条に基づく抗弁権を主張しないものとし、償還債務について担保がある場合にも同様とする。
- ただし、乙が償還債務を履行した場合には、第4条第1項の定めにかかわらず、甲は直ちに、機構指示額の取引証拠金を機構に預託するものとする。

(保証料、損害金等)

- 第9条 乙は、甲に対し、この契約にかかる保証料として、契約預託金額に対し、年パーセントの割合で金員を支払う。
- 2 保証料の支払い方法は、第3条の有効期間の初日から終了(解除による場合も含む。)の日まで、一括又はか月毎の前払いとし、原則として、乙の指定する預金口座より自動振替により引き落とす。
- 3 乙が甲に対する債務を履行しなかったときは、支払うべき金額に対し、年パーセントの割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は1年を365日とする日割計算とする。

(差引計算)

- 第10条 乙がこの契約に基づく債務を履行しなければならないときは、その債務と乙の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも甲は相殺することができる。
- 2 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、保証料、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は甲の定めるところによる。

(充当の指定)

第 11 条 弁済又は前条による差引計算の場合、乙の債務全額を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対し、乙は異議を述べない。

(契約の解除及び変更)

第 12 条 甲乙は、この契約の効力が継続する間は、主務大臣及び機構の承認を受けた場合を除き、この契約に係る機構に対する義務を解除又は変更することはできない。

(契約の終了)

第 13 条 乙は、第 3 条に定める契約の有効期限の満了に伴い、この契約を終了する場合は、契約期間満了日の 1 か月前(休日の場合は、その前営業日)までに、その旨を機構に通知をするものとする。

(届出事項の変更)

第 14 条 乙は、印章、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出る。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものと見なす。

(合意管轄)

第 15 条 この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、甲の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(証明書)

係差換契約締結証明欄に	<p>この差換預託 LG 契約が締結されていることを証明します。</p> <p>商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)第 179 条第 7 項において準用する同法第 103 条第 7 項の規定に基づき、この契約の定めるところに従って取引証拠金を預託いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">株式会社日本証券クリアリング機構 御 中</p> <p>住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>名 称 ○ ○ ○ ○ ○ 印</p> <p>代表者氏名 ○ ○ ○ ○ ○</p>
-------------	---

[別紙 2]

年 月 日

〇〇〇〇大臣 殿

住 所  
商 号  
代表者氏名

印

差換預託 LG 契約の締結に係る承認申請書

商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。)第 179 条第 7 項において準用する法第 103 条第 7 項の契約の締結を行うにあたり、承認を受ける必要があるため、申請いたします。

1. 締結をしようとする契約の相手方である銀行等(商品先物取引法施行規則(平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号)第 44 条第 1 項の銀行等をいう。)の商号又は名称
2. 当該契約の内容
3. 当該契約につき担保を供する場合にあっては、当該担保に関する事項
4. 届出をしようとする商品取引清算機関の名称又は商号

[別紙 3]

年 月 日

〇〇〇〇大臣（株式会社日本証券クリアリング機構 代表取締役社長） 殿

住 所  
商 号  
代表者氏名

⑩

差換預託 LG 契約の変更に係る承認申請書

年 月 日をもって届け出ました商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」という。)第179条第7項において準用する法第103条第7項の契約について、下記の期日をもって契約を変更することにつき、承認を受ける必要があるため申請いたします。

記

契約変更の実施予定年月日 年 月 日

契約銀行等		銀行	支店
現契約の 内容	契約預託金額	金	円
	契約期間	年 月 日から	年 月 日まで
変更内容	新		
	旧		
変更理由			
担保に関する事項※			
届出先商品取引清算機関名			

※当該契約につき担保を供する場合に限って記載。

[別紙 4]

年 月 日

〇〇〇〇大臣(株式会社日本証券クリアリング機構 代表取締役社長) 殿

住 所  
商 号  
代表者氏名

印

差換預託 LG 契約の解除に係る承認申請書

年 月 日をもって届け出ました商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」という。)第179条第7項において準用する法第103条第7項の契約について、下記の期日をもって契約を解除することにつき、承認を受ける必要があるため申請いたします。

記

契約解除の実施予定年月日 年 月 日

契約銀行等	銀行	支店
契約預託金額	金	円
現契約の契約期間	年 月 日から 年 月 日まで	
解除理由		

[別紙5]

年 月 日

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

株式会社日本証券クリアリング機構  
代表取締役社長 〇〇〇〇

差換預託LG契約に関する承認通知書

年 月 日をもって貴社から申請のあった差換預託LG契約の(変更・解除)につきまして、下記のとおり承認しましたので、通知いたします。

記

1. 契約銀行等  
銀行 支店
2. 契約預託金額  
金 円
3. 契約期間又は契約の解除予定日
4. 承認に付す条件

以 上

[別紙6]

年 月 日

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

株式会社日本証券クリアリング機構  
代表取締役社長 〇〇〇〇

差換預託LG契約に関する不承認通知書

年 月 日をもって貴社から申請のあった差換預託LG契約の(変更・解除)につきまして、下記の理由により不承認としましたので通知いたします。

記

不承認の理由

以 上



[別紙8]

年 月 日

〇〇〇〇大臣(株式会社日本証券クリアリング機構 代表取締役社長) 殿

住 所  
商 号  
代表者氏名

印

差換預託LG契約の変更に係る届出書

年 月 日をもって承認を受けました契約内容の変更につきまして、  
下記のとおり商品先物取引法施行規則(平成17年農林水産省・経済産業省令  
第3号)第45条において準用する同施行規則第44条第5項の規定に基づき銀行等  
との間において契約の変更をいたしましたのでお届けいたします。

記

変更内容	
新	
旧	

[別紙 9]

年 月 日

〇〇〇〇大臣(株式会社日本証券クリアリング機構 代表取締役社長) 殿

住 所  
商 号  
代表者氏名

⑩

差換預託 LG 契約の解除に係る届出書

年 月 日をもって承認を受けました契約の解除につきまして、届け出ました銀行等との間において契約を解除することとしましたので商品先物取引法施行規則(平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号)第 45 条において準用する同施行規則第 44 条第 6 項の規定に基づきお届けいたします。

[別紙 10]

年 月 日

〇〇〇〇大臣(株式会社日本証券クリアリング機構 代表取締役社長) 殿

住 所  
商 号  
代表者氏名

印

差換預託 LG 契約に関する状況報告書

当社においては、標記契約を下記のとおり締結しておりますのでお届けいたします。

記

契約銀行等	取扱店名	契約預託金額	契約期間	備考
合 計		円		

- 注) (1) 契約が変更又は解除となった場合も本報告書を提出しなければならない。  
 (2) 備考欄には当該月に締結することとなった新規契約と更新契約の別及び変更項目を記載すること。

[別紙 11]

年 月 日

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

株式会社日本証券クリアリング機構  
代表取締役社長 〇〇〇〇

差換預託 LG 契約に関する確認通知書

年 月 日をもって貴社から届出のあった標記の件につきまして、下記の契約が締結されたことを確認しましたので通知いたします。

記

1. 契約銀行等

銀行 支店

2. 契約預託金額

金 円

3. 契約期間

年 月 日から 年 月 日まで

以 上

[別紙 12]

年 月 日

株式会社日本証券クリアリング機構  
代表取締役社長 殿

住 所

商 号

代表者氏名

印

差換預託 LG 契約の期間満了に伴う通知

年 月 日付で届け出ました差換預託 LG 契約について期間満了をもって終了し、再契約しないこととしましたので通知いたします。

記

現契約の内容

1. 契約日 年 月 日
2. 契約銀行等 銀行 支店
3. 契約預託金額 金 円
4. 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで



差換預託「の契約に係る 変更契約締結証明欄	<p>この差換預託 LG 契約が締結されていることを証明します。</p> <p>商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)第 179 条第 7 項において準用する同法第 103 条第 7 項の規定に基づき、この契約の定めるところに従って取引証拠金を預託いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>株式会社日本証券クリアリング機構 御 中</p> <p>住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>名 称 ○ ○ ○ ○ ○</p> <p>代表者氏名 ○ ○ ○ ○ ○</p> <p style="text-align: right;">印</p>
--------------------------	--

( [別紙 8] の添付書類例 2)

差換預託 LG 契約に係る変更契約証書

年 月 日

(甲)住	所	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
	名 称	○ ○ ○ ○ ○	
	代表者氏名	○ ○ ○ ○ ○	印
(乙)住	所	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
	商 号	○ ○ ○ ○ ○	
	代表者氏名	○ ○ ○ ○ ○	印

第 1 条 ○○○○○(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、 年 月 日付けで差換預託 LG 契約を締結しているが、下記のとおり変更することに合意了承したので、本契約を締結する。

第 2 条 この契約に別段の定めのあるもののほかは、すべて現契約書( 年 月 日付けで甲と乙が締結した差換預託 LG 契約に係る契約書をいう。以下同じ。)の各条項を適用するものとする。

記

現契約書の契約条項のうち、第 3 条の契約期間 年 月 日から 年 月 日までを 年 月 日から 年 月 日までに変更する。

以 上

変 更 契 約 締 結 証 明 欄 差 換 預 託 LG 契 約 係 属	この差換預託 LG 契約が締結されていることを証明します。 商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号)第 179 条第 7 項において準用する同法第 103 条第 7 項の規定に基づき、この契約の定めるところに従って取引証拠金を預託いたします。  年 月 日  株式会社日本証券クリアリング機構 御 中  住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 名 称 ○ ○ ○ ○ ○ 代表者氏名 ○ ○ ○ ○ ○
---	---

( [別紙 9] の添付書類例)

年 月 日

差換預託 LG 契約の解除合意書

〇〇〇〇〇(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)  
とは、 年 月 日付けで締結した下記の差換預託 LG 契約を、 年 月  
日をもって解除することを合意した。

記

契 約 日 年 月 日

契 約 預 託 金 額 金 円

契 約 期 間 年 月 日から  
年 月 日まで

以 上

甲 住 所  
名 称  
代 表 者 ⑩

乙 住 所  
商 号  
代 表 者 ⑩